



厚生労働省

ひとくらしみらいのために

平成28年度

労働行政のあらまし



高知県は、全国に先行して少子・高齢・人口減少が進行しており、これに歯止めを掛けるには定住者の増加が必要であることから、新設する「雇用環境・均等室」を中心に、労働基準、職業安定、職業能力開発、雇用均等の四行政の総合力を発揮して、「働き方改革」を推進し、性別、年齢及び障害の有無を問わず能力を発揮でき、労働災害のない安全で、労働基準法等の雇用ルールが守られ、妊娠、出産、育児、介護などで離職することのないワーク・ライフ・バランスがとれた、パワハラ・セクハラのない安心な職場環境を整えるとともに、県内各地に様々な産業とそれを支える定住を可能とする良質な正社員雇用の確保、創出、県内外の求職者とのマッチング、さらにスキルが不足する求職者の方には職業訓練によってスキルアップを図り、人材を求める企業の期待に応えることが肝要であります。

また、非正規雇用労働者についても、その有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するための待遇改善の取り組みを推進する必要があります。

これらのことを念頭に置きながら、高知労働局は、「平成28年度高知労働局行政運営方針」を策定し、国の労働行政機関として、他の国の機関、高知県、市町村、関係団体とも連携、協働して、次頁以降の重点対策に取り組んでまいります。

高知労働局

高知労働局ホームページ <http://kochi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

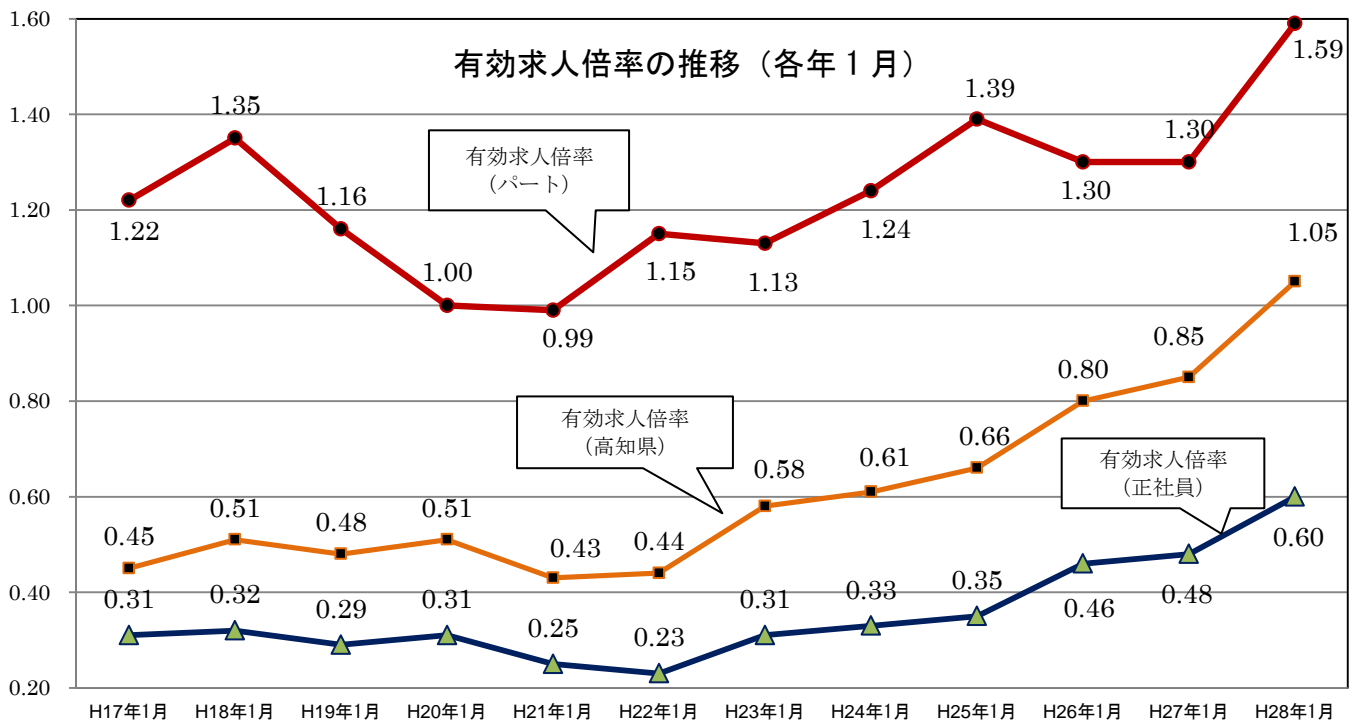
I 女性・若者・高齢者・障害者等の人材力の強化を目指します

「高知県雇用対策協定」に基づき、高知県と高知労働局がそれぞれの強みを発揮し相互に連携して、地域における求職者の就職等雇用施策を効果的・一体的に実施します。

1 正社員等、良質求人確保

高知県は、全国に先行して、少子・高齢・人口減少化社会が進んでおり、これに歯止めをかけるためには、定住者を増やすことが必要です。そのためには高知県内各地で良質な正社員雇用を確保・創出し、正社員就職者を増やすことが不可欠であることから、「正社員実現加速プロジェクト」の推進に取り組みます。

- ◆ 新規学校卒業予定者の求人の早期提出と採用枠拡大の推進
- ◆ 正社員求人の確保・正社員就職の推進
- ◆ 不本意非正規労働者の正社員転換の推進



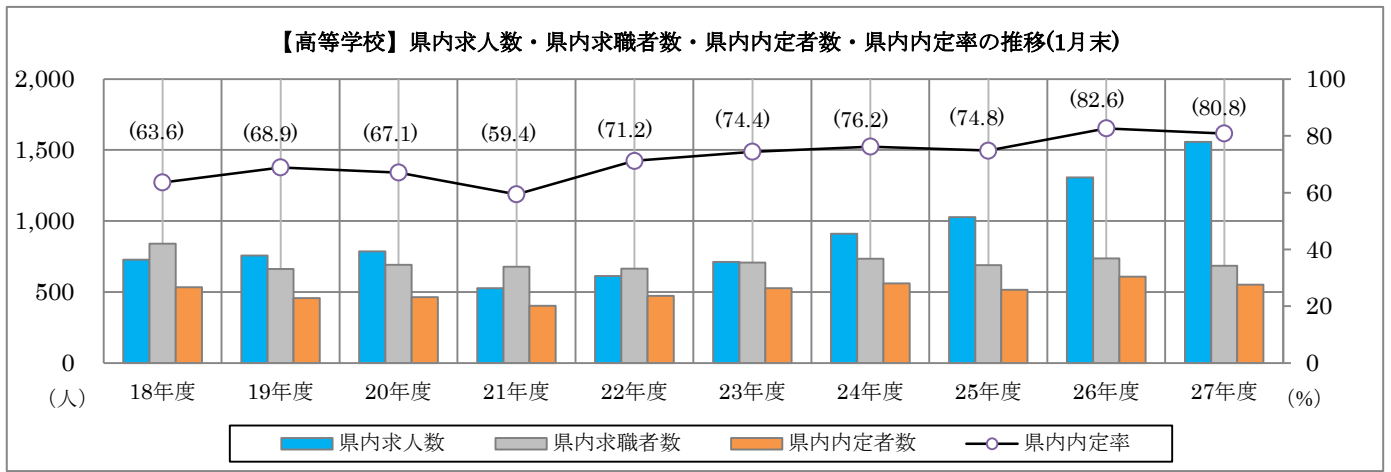
*有効求人倍率（高知県）は季節調整値、（パート）・（正社員）は原数値

2 若年者雇用対策の推進

平成27年10月1日に施行された「若者雇用促進法」に基づき、新卒者を募集する企業の職場情報提供の推進や労働関係法令違反を繰り返す事業所からの新卒求人の不受理等、若者の適職選択に関する取り組みを行い、職業的自立を支援します。

また、「高知労働局新卒者等就職・採用応援本部」を中心に、地域の関係機関等の連携により新卒者・既卒者の正社員就職の実現を支援します。

- ◆ 在学中からの職業意識形成及び労働法制の知識付与の推進
- ◆ 既卒3年応募可能求人拡大及び未就職卒業者の就職支援の推進
- ◆ 面接会及び面談会を開催することによる就職機会の拡大の推進
- ◆ 「地域若者サポートステーション」等との連携による中途退学者等の就職支援の推進
- ◆ ユースエール企業認定の推進
- ◆ 「ジョブカフェこうち」等との連携による就職支援の推進
- ◆ フリーター等の正規雇用化の推進



平成28年3月新規高等学校卒業予定者で就職未内定者の就職機会の確保として、また、企業に対しては若年労働者確保の支援として、高知労働局・高知県・高知県教育委員会・ジョブカフェこうち・公共職業安定所（ハローワーク）の主催により、平成27年11月10日（火）高知市文化プラザかるぽーとにおいて「高校生就職フェア」を開催し、高校生66名、県内外の企業74社が参加しました。

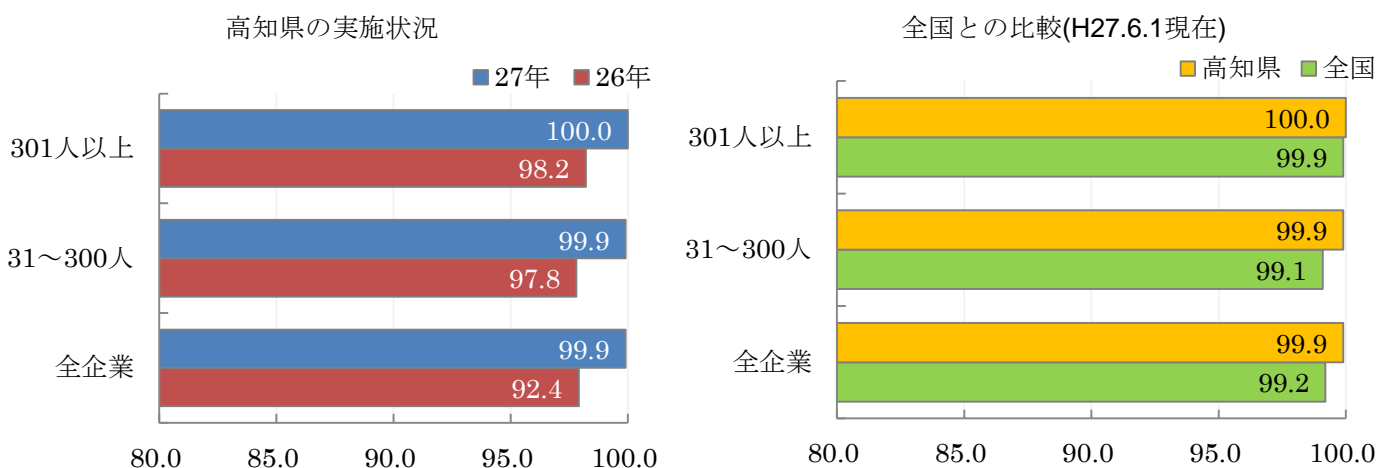
平成28年度においても、積極的に面接会・面談会を開催します。

3 高齢者雇用対策の推進

高知県においては、平成8年から人口が減少し、さらに高齢化も全国より約10年先行しているといわれています。高知県の推計人口（平成27年11月1日現在）によると、5歳区分の人口を多い順でみると65歳から69歳が最も多く65,723人、次が60歳から64歳で54,307人となっており、高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現を目指します。

- ◆ 年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進
- ◆ 高齢者等の再就職の援助・促進
- ◆ 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

高齢者雇用措置の実施状況（各年6月1日調査）

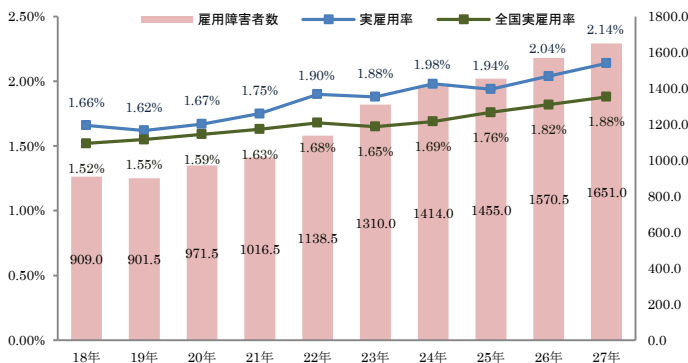


4 障害者雇用対策の推進

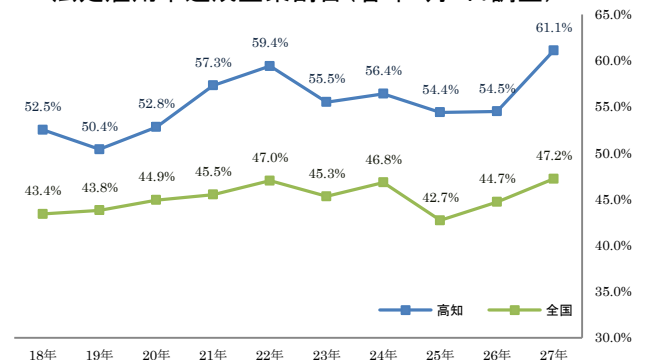
平成 27 年 6 月 1 日現在の民間企業における障害者の実雇用率は 2.14%と前年より 0.10 ポイント上昇し、法定雇用率である 2.0%を 2 年連続で上回り、法定雇用率を達成している企業の割合は 61.1%と前年より 6.6 ポイント上昇しました。しかしながら、雇用率未達成企業も多くあることから、障害者の一層の雇用促進を図るために、法定雇用率達成指導を厳正に実施するとともに、各種支援制度の活用を推進し、障害者の雇用の促進を図ります。

- ◆ 雇用率達成指導の厳正な実施
- ◆ 雇用・福祉・教育・医療の連携による就労支援の強化
- ◆ 障害特性に応じた就職・雇用継続の支援の推進

民間企業における障害者の雇用状況



法定雇用率達成企業割合(各年6月1日調査)



5 人材不足分野における人材確保、育成支援の推進

- ◆ 介護・医療・保育職種の人材確保に向けた支援の強化
- ◆ 人材不足分野における公的職業訓練の拡充

6 安心して働くことができる雇用対策の推進

- ◆ 求職者ニーズに応じたきめ細かな就職支援
- ◆ 子育てする女性等の就職支援
- ◆ U・I ターン就職の促進
- ◆ 地方自治体との連携による就職支援
- ◆ がん患者等の就職支援



7 雇用のセーフティネットとしての職業能力開発支援の推進

新たな知識・技能の習得を通じた離職者等の再就職支援が促進されるよう、成長や雇用が見込まれる分野を中心に職業訓練を推進し、労働市場の動向や労働者の適正に応じた適切な支援を行っていきます。

- ◆ 地域のニーズに即した職業訓練の展開
- ◆ 労働者・企業の職業能力開発への支援
- ◆ ジョブ・カード制度の推進
- ◆ 「離職者、在職者のためのスキルアップガイド」の作成・配布



Ⅱ 「働き方改革」を推進します

全ての労働者が、安全で安心して働くことができる職場環境を実現するためには、各企業等の実情に応じた経営トップのリーダーシップと労使の知恵の結集によって、5S運動、多能工化により所定外労働時間を減少させ、年次有給休暇を取得しやすくする安全で効率的な働き方、多様な正社員制度の導入、非正規雇用労働者の処遇改善など、すべての人がワーク・ライフ・バランスをとりながら能力を発揮でき、多様な人材の確保がしやすくなる「働き方改革」の取り組みが求められます。

このため、各企業における働き方改革を促進することを目的として、次の事項等に積極的に取り組みます。

- ◆ 過重労働解消による健康障害防止に係る監督指導等の実施
- ◆ 過労死等防止対策の推進
- ◆ 企業経営陣への働きかけ
- ◆ 高知県働き方改革推進会議の開催
- ◆ 働き方・休み方の見直しに取り組む企業等への支援

Ⅲ 「働く人の安全・安心の確保」に取り組みます

全ての労働者が、安全で安心して働くことができる職場環境の実現を目指し、「労働者の安全と健康確保対策」、「労働条件の確保・改善対策」、「最低賃金制度の適切な運営」、「労災補償対策」、「個別労働関係紛争解決の促進」及び「労働保険制度の適正な運営」等に積極的に取り組みます。

1 労働条件の確保・改善対策等

全ての労働者が安全で安心して働くことができるよう、法定労働条件の履行確保を図るとともに、労働基準関係法令を遵守しない重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処します。

- ◆ 解雇・雇止め、賃金不払事案等への的確な対応
- ◆ 賃金不払残業の防止に向けた取り組みの推進
- ◆ 学生アルバイト、非正規労働者及び特定分野の労働者の労働条件確保対策の推進
- ◆ 労働契約法に定める「無期転換ルール」などの労働契約に関するルールの周知啓発
- ◆ 医療従事者の勤務環境の改善に向けた取り組みの推進
- ◆ 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備

2 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金制度が持つセーフティネット機能を有効なものとするため、高知地方最低賃金審議会を円滑に運営するとともに、最低賃金制度の周知徹底を図ります。

- ◆ 高知県の地域、産業の実情等に応じた最低賃金の適正な改正
- ◆ 最低賃金制度の周知広報と監督指導等による最低賃金の履行確保
- ◆ 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業の実施

高知県最低賃金 時間額 **693** 円
平成 27 年 10 月 18 日発効

最低賃金の名称	最低賃金額時間額（円）	効力発生日
電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業	756円	平成 27 年 12 月 30 日
一般貨物自動車運送業（車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上の貨物自動車の運転業務従事者）	910円	平成 19 年 6 月 2 日
道路貨物運送業（車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上の貨物自動車の運転業務従事者）	720円	平成 19 年 6 月 2 日

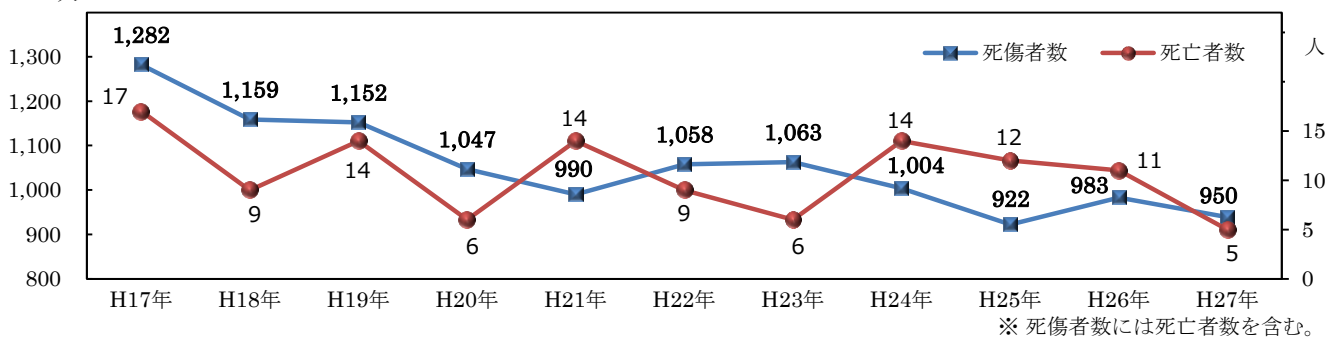
3 労働者の安全と健康確保対策の推進



第12次労働災害防止計画（下記を参照。）による取り組みを円滑に推進し、平成28年の死亡者数を4人以下、休業4日以上死傷者数を842人以下とすることを目標として、以下の事項について、高齢労働者対策を念頭に置き、労働災害防止団体や業界団体等と連携・協働し、効率的かつ効果的に取り組みます。

- ◆ 重篤な労働災害を減少させるための重点業種別対策
（「はさまれ・巻き込まれ」、「墜落・転落」、「激突され」災害防止対策）
- ◆ 労働災害を減少させるための重点業種別対策
（STOP！転倒災害プロジェクト、腰痛予防対策、交通労働災害防止対策など）
- ◆ 化学物質による健康障害防止対策
- ◆ 職場におけるメンタルヘルス対策・産業保健対策
- ◆ 過重労働による健康障害防止対策
- ◆ 石綿健康障害予防対策
- ◆ 職業性疾病等の予防対策（じん肺予防対策・熱中症予防対策）
- ◆ 受動喫煙防止対策
- ◆ 安全衛生優良企業公表制度の周知
- ◆ 自主的な安全衛生活動の促進等

高知県の労働災害による死傷者数（休業4日以上）の推移



第12次労働災害防止計画（平成25年度～29年度）の主な目標

- 労働災害による休業4日以上死傷者の数を、平成29年までに平成24年(1,004人)と比較して、20%以上減少させること。
- 年間の労働災害の死亡者の数を、平成29年までに過去最少人数(6人)より15%以上減少させること。
- 12次防計画期間中の労働災害による死亡者の総数を、11次防計画期間中(平成20年から平成24年まで)の総数(49人)の15%以上減少させること。
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とすること。



高知労働局長建設安全パトロール
(平成27年12月2日)



高知県産業安全衛生大会
(平成27年10月2日)

4 労災補償対策の推進

- ◆ 労災保険給付の迅速・適正な処理の推進
- ◆ 被災労働者の社会復帰の促進
- ◆ 労災保険制度の周知徹底

石綿関連疾患に係る補償（救済）制度

- 石綿関連疾患（中皮腫、肺がん、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚）を発症し、それが石綿（アスベスト）にばく露する作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険給付又は特別遺族給付金が支給されます。
- 特別遺族給付金の**請求期限**は**平成 34 年 3 月 27 日**まで
- 特別遺族給付金の**支給対象**は**平成 28 年 3 月 26 日**までに亡くなられた労働者のご遺族の方

二次健康診断等給付

- 定期健康診断において、脳・心臓疾患に関連する「①血圧検査・②血中脂質検査・③血糖検査・④腹囲の検査又はBMI（肥満度）の測定」のすべての検査項目について異常の所見があると診断された場合は、二次健康診断等給付を受けることができます。

5 個別労働関係紛争解決の促進

総合労働相談コーナーでは、労働関係に関するあらゆる分野の相談に応じるとともに、個々の労働者と事業主間における個別労働関係紛争の適切かつ迅速な解決の促進を図ります。

- ◆ 個別労働関係紛争の複雑化に対応した総合労働相談コーナーの機能の強化
- ◆ 助言・指導及びあっせん制度の的確な運用

- 総合労働相談コーナーで、労働相談や法令・判例等の情報の提供を行います。
- 高知労働局長の助言・指導により、個別労働紛争の解決を支援します。
- 高知紛争調整委員会における「あっせん」制度により、個別労働紛争の解決を図ります。

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
個別労働紛争相談件数	1,114	1,097	1,033	1,007	1,170	1,187
助言・指導申出件数	34	16	30	31	34	35
あっせん申請件数	26	36	34	36	31	25

単位：件 ※27年度は平成28年2月末現在の件数となる。

6 労働保険制度の適正な運営

労働保険が労災保険給付、失業給付等を通じた労働者の福祉の増進に寄与する制度としての的確な役割（セーフティネット）を果たしていくためには、適用徴収業務は常に費用負担の公平性等が求められているところであり、労働保険料の適正徴収、労働保険の適正促進、労働保険事務組合の育成・指導などの必要があります。

- ◆ 労働保険料等の適正徴収
- ◆ 労働保険の未手続事業一掃対策の推進
- ◆ 年度更新の円滑な実施
- ◆ 労働保険事務組合制度の効率的な運用を図るための指導等
- ◆ 電子申請の利用の促進
- ◆ 労災保険率・雇用保険率の周知徹底
- ◆ 「石綿による健康被害の救済に関する法律第 37 条第 1 項の一般拠出金率」（平成 18 年環境省告示第 150 号）の改正に伴い、改正された一般拠出金率の周知徹底

IV 「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる雇用環境」の実現を目指します

労働者が性別により差別されることなく、その能力を發揮し、継続就業できるよう、①「継続就業できる両立支援対策」、②「雇用の分野における男女機会均等及び待遇の確保対策の推進」、③「均等・均衡待遇等に取り組む事業主に対する支援」、④「女性の活躍推進」等に取り組めます。

1 継続就業できる両立支援対策

ア 育児・介護休業法の履行確保

- ◆ 法に基づく指導
- ◆ 相談に対する紛争解決の援助

イ 子育てサポート企業の増加等次世代育成支援

- ◆ 101人以上規模の企業への行動計画の策定指導
- ◆ 男性の育児休業等取得促進と「くるみん」認定企業の増加及びプラチナくるみんの認知度促進
- ◆ 高知県との雇用対策協定に基づく「くるみん」認定制度等の周知協力

ウ 両立支援に関する効果的・効率的な情報提供等

- ◆ 両立支援制度の整備の支援等
- ◆ 「両立支援等助成金」の活用



愛称：プラチナくるみん



愛称：くるみん

2 雇用の分野における男女機会均等及び待遇の確保対策の推進

ア 男女雇用機会均等法の履行確保

- ◆ 法に基づく指導
- ◆ 相談に対する紛争解決の援助
- ◆ セクシュアルハラスメント対策及び母性健康管理対策の推進

イ ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援

- ◆ 企業における女性の活躍促進に向けた情報開示（見える化）の推進
- ◆ 女子学生等に対する「女性の活躍・両立支援総合サイト」等活用した就職情報の収集方法についての周知



ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク「きらら」

3 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進

ア パートタイム労働法の履行確保

- ◆ 法に基づく指導
- ◆ 相談に対する紛争解決の援助

イ 均等・均衡待遇等に取り組む事業主に対する支援

- ◆ 「パートタイム労働者活躍推進企業宣言」、「パート労働ポータルサイト」等に関する情報提供

4 女性の職業生活における活躍推進に関する法律の履行確保

- ◆ 一般事業主行動計画の策定促進指導等
- ・ 認定制度についての周知
- ・ 女性活躍加速化助成金等の活用による取り組みの促進



認定マークえるほし

V 制度改正の抜粋

● 女性活躍推進法の施行（平成 28 年 4 月 1 日施行）：雇用環境・均等室

女性の活躍推進に向けた取り組みを前進させるため、平成 28 年 4 月 1 日から、常時雇用する労働者が 301 人以上の事業主の方は、次の①～④が義務となりました。常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主の方については努力義務となっています。①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析 ②状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表 ③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出 ④女性の活躍に関する状況についての情報公表

VI 高知労働局に「雇用環境・均等室」を新たに設置します

～4月から、パワハラや解雇、マタハラやセクハラなどの相談対応を一体化～

高知労働局では組織の見直しを行い、平成 28 年 4 月から「雇用環境・均等室」を新たに設置します。

これまで、パワハラや解雇に関する相談は総務部、企業への啓発指導は労働基準部が、またセクハラやマタハラに関する相談・指導は雇用均等室が行っていました。しかし、パワハラやマタハラなどを同時に受けるケースや、同じ企業に対して違った部署が重複して指導を行うといったケースも見られていました。

そこで、これまで担当部署ごとに行っていた取り組みや対応などを「雇用環境・均等室」が一体的に行うよう見直し、「女性の活躍促進」や「働き方改革」などの取り組みを効果的に推進していきます。

【ポイント】

① 総合的な行政事務の展開

「雇用環境・均等室」が、「女性の活躍促進」や「働き方改革」などの企業・経済団体への働きかけをワンパッケージで効果的に実施

② 労働相談の対応の一体的実施・個別の労働紛争の未然防止と解決の一体的実施

「雇用環境・均等室」が、労働相談の対応を一体的に実施。また、個別の労働紛争を未然に防止する取り組み（企業への指導）と解決への取り組み（調停・あっせんなど）を一体的に実施

③ 業務実施体制の整備・強化

女性の活躍促進、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取り組みを強力に進めるため、「雇用環境・均等室」に専門官職（雇用環境改善・均等推進指導官）を配置

《新たな組織の連絡先など》

高知労働局雇用環境・均等室

住 所：〒780-8548 高知市南金田 1-39 4階

電 話：088-885-6041

F A X：088-885-6042



Ⅶ 相談窓口一覧

● 労働条件に関すること

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・解雇、賃金不払いに関する相談 ・労働時間、休日に関する相談 ・休暇等労働条件に関する相談 	高知労働局労働基準部 監督課 各 労働基準監督署

● 総合労働相談

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件、募集、採用、いじめ、嫌がらせ等の職場環境を含め、労働問題に関するあらゆる分野の労働者、事業主からの相談 	各 総合労働相談コーナー(高知労働局雇用環境・均等室、各 労働基準監督署内)

● 最低賃金、退職金制度に関すること

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金に関する相談 ・賃金制度に関する相談 ・賃金統計に関する相談 	高知労働局労働基準部 賃金室
<ul style="list-style-type: none"> ・退職金制度に関する相談 	高知労働局雇用環境・均等室

● 安全衛生に関すること

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・職場の安全衛生に関する相談 ・労働者の健康管理に関する相談 ・安全衛生の免許等に関する相談 	高知労働局労働基準部 健康安全課 各 労働基準監督署

● 労災保険に関すること

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・工作中や通勤途上のケガ（職業性疾病を含む）をしたときの労災請求方法や給付に関する相談 ・労災年金受給者の年金、介護に関する相談 	高知労働局労働基準部 労災補償課 各 労働基準監督署

● 求人・求職に関すること

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の募集に関する相談 ・仕事探しに関する相談 ・新卒者の募集、就職に関する相談 ・労働者派遣に関する相談 	高知労働局職業安定部 職業安定課 各 ハローワーク（公共職業安定所）
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者、外国人等の雇用管理に関する相談 ・各種助成金制度（雇用管理に係る助成金）に関する相談 	高知労働局職業安定部 職業対策課 各 ハローワーク（公共職業安定所）
<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発に関する相談 ・求職者支援制度、職業訓練に関する相談 	高知労働局職業安定部 地方訓練受講者支援室 各 ハローワーク（公共職業安定所）

● 男女差別、両立支援等に関すること

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・職場における男女の均等な処遇に関する相談 ・職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談 ・母性健康管理に関する相談 ・育児、介護休業等に関する相談 ・パートタイム労働に関する相談 	高知労働局雇用環境・均等室

● 労働保険に関すること

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・労働保険の加入に関する相談 ・労働保険の申告、納付等に関する相談 	高知労働局総務部 労働保険徴収室 各 労働基準監督署
<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の加入手続きについて ・失業給付、育児給付、介護給付について ・高年齢者継続雇用給付について ・教育訓練給付について 	各 ハローワーク（公共職業安定所）

高知労働局

〒780-8548 高知市南金田1番39号

総務部	総務課	☎ 088 (885) 6021	FAX 088-885-6037
	労働保険徴収室	☎ 088 (885) 6026	FAX 088-885-6038
雇用環境・均等室		☎ 088 (885) 6041	FAX 088-885-6042
労働基準部	監督課	☎ 088 (885) 6022	FAX 088-885-6038
	健康安全課	☎ 088 (885) 6023	FAX 088-885-6038
	賃金室	☎ 088 (885) 6024	FAX 088-885-6038
	労災補償課	☎ 088 (885) 6025	FAX 088-885-6038
	労災補償課分室	☎ 088 (820) 5135	FAX 088-820-5136
職業安定部	職業安定課	☎ 088 (885) 6051	FAX 088-885-6064
	職業対策課	☎ 088 (885) 6052	FAX 088-885-6065
	地方訓練受講者支援室	☎ 088 (888) 6600	FAX 088-885-6065

労働基準監督署

高知	☎ 088 (885) 6031	FAX 088-885-6036
須崎	☎ 0889 (42) 1866	FAX 0889-42-1868
四万十	☎ 0880 (35) 3148	FAX 0880-35-5520
安芸	☎ 0887 (35) 2128	FAX 0887-35-4019

公共職業安定所（ハローワーク）

高知	☎ 088 (878) 5320	FAX 088-878-5341
香美	☎ 0887 (53) 4171	FAX 0887-53-2291
須崎	☎ 0889 (42) 2566	FAX 0889-42-2569
四万十	☎ 0880 (34) 1155	FAX 0880-34-4996
安芸	☎ 0887 (34) 2111	FAX 0887-35-3474
いの	☎ 088 (893) 1225	FAX 088-893-1226

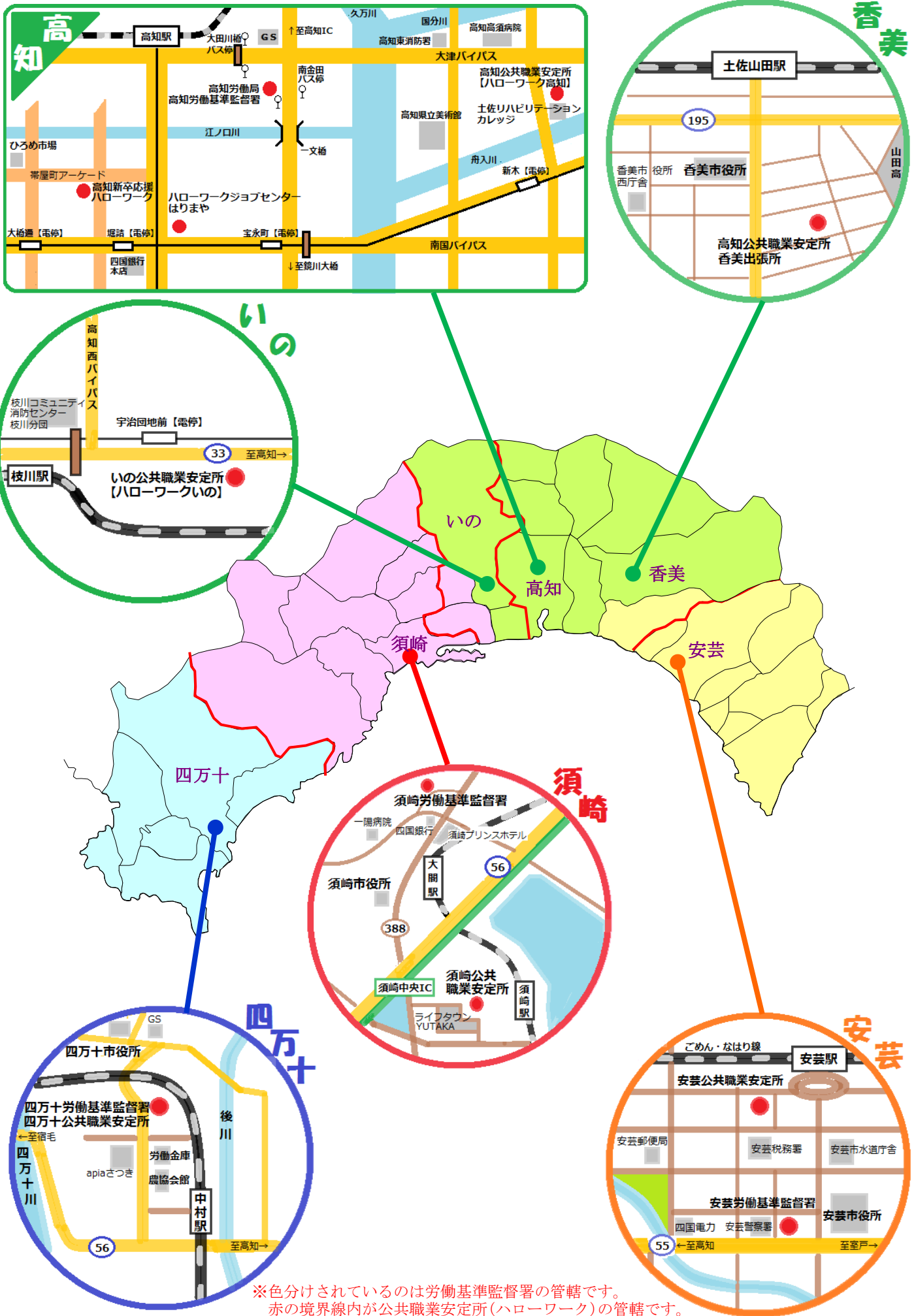
高知公共職業安定所（ハローワーク高知）の附属施設

ハローワークジョブセンターはりまや	職業紹介コーナー	☎ 088 (884) 8105
	わかものハローワーク	☎ 088 (884) 8105
	就職支援コーナー（委託事業）	☎ 088 (885) 5835
	U・Iターン相談コーナー（高知県）	☎ 088 (882) 0845
（高知新卒応援ハローワーク）		☎ 088 (802) 2076

「総合労働相談コーナー」のご案内

高知労働局総合労働相談コーナー	（高知労働局雇用環境・均等室内）	☎ 088 (885) 6027
高知総合労働相談コーナー	（高知労働基準監督署内）	☎ 088 (885) 6010
須崎総合労働相談コーナー	（須崎労働基準監督署内）	☎ 0889 (42) 1866
四万十総合労働相談コーナー	（四万十労働基準監督署内）	☎ 0880 (35) 3148
安芸総合労働相談コーナー	（安芸労働基準監督署内）	☎ 0887 (35) 2128

高知労働局・労働基準監督署・公共職業安定所[ハローワーク]の案内図



※色分けされているのは労働基準監督署の管轄です。
赤の境界線内が公共職業安定所(ハローワーク)の管轄です。